

～市民生活を守る市独自の緊急支援～

新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活に大きな影響を及ぼしていることから、市民生活を維持するための緊急支援として、特に手厚い支援を必要とするひとり親家庭等に対して緊急生活支援策を講じるとともに、テイクアウト等に取り組む飲食店の事業化支援、小規模事業者等の事業継続に必要な経済支援を迅速に実施する。

事業費総額

約3億8,650万円

① 子育て世帯緊急支援

◎ひとり親家庭等緊急支援給付金【約2,900万円】

学校の休校等により仕事ができなくなるなど収入が著しく減少した方が多く見込まれる「ひとり親家庭」等の生活を支援するため、**対象児童1人につき3万円**を支給する。

対象：児童扶養手当受給世帯（R2年4月分受給者）

時期：5月29日(金)給付予定



※生活保護受給世帯等を除く

② 飲食店緊急支援

※詳細は、5月13日頃お知らせします。

◎テイクアウト等支援補助金【約750万円】



市内飲食業者がテイクアウトやデリバリー等の事業を実施するため必要な経費について**5万円を上限に補助**する。

対象経費：持ち帰りや配達事業の実施にあたり作成したチラシなどの印刷費、容器等の購入費、配達の燃料費等



③ 事業継続緊急支援

※詳細は、5月13日頃お知らせします。

◎小規模事業者等支援給付金【約3億円】



市内事業者の事業継続を支援するため、令和2年2月以降の売上が前年同月比**5%以上減少した事業者**に最大**10万円**を支給する。

対象：小規模事業者等

◎家賃支援給付金【約5,000万円】



令和2年2月以降の売上が前年同月比**5%以上減少した事業者**に、**事業を維持するための家賃（テナント料）**を最大**5万円**支給する。

対象：市内事業所、個人事業主等

国の緊急支援策への対応

◎特別定額給付金（市民一律10万円給付） ※日程は5/1時点の予定

申請書の発送：5/15(金) 受付開始：5/18(月) 給付開始：5月下旬から順次

※オンラインは5/7(木)から申請可

コールセンター：5/11(月)開設 TEL：048-543-7651（平日9時～17時）

◎子育て世帯臨時特別給付金

（児童手当対象児童1人に1万円）

※特例給付は除く

給付予定：6月10日(水) ※通知発送：5/7(木)